

三田市印鑑条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 省略 (登録印鑑の制限)</p> <p>第4条 市長は、前条に規定する印鑑登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請を受理しないものとする。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、<u>氏若しくは名又は氏名の一部</u>を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p>第5条 省略 (印鑑の登録)</p> <p>第6条 市長は、前条第1項の規定により本人の意思に基づく申請であることを確認したときは、印鑑登録原票(以下「印鑑票」という。)に印影のほか、次の各号に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 氏名</p> <p>(5)～(7) 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第3条 省略 (登録印鑑の制限)</p> <p>第4条 市長は、前条に規定する印鑑登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請を受理しないものとする。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、<u>名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)</u>又は<u>氏名若しくは通称の一部</u>を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名<u>又は通称</u>以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p><u>2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、市長は、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</u></p> <p>第5条 省略 (印鑑の登録)</p> <p>第6条 市長は、前条第1項の規定により本人の意思に基づく申請であることを確認したときは、印鑑登録原票(以下「印鑑票」という。)に印影のほか、次の各号に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合には、<u>氏名及び通称</u>)</p> <p>(5)～(7) 省略</p> <p><u>(8) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記</u></p> <p>以下省略</p>

三田市印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (登録資格)</p>	<p>第1条 省略 (登録資格)</p>

第 2 条 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者は、1 人 1 個に限り印鑑の登録を受けることができる。

2 省略

第 3 条～第 10 条 省略

(印鑑登録の消除)

第 11 条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑登録者に係る印鑑の登録を消除するものとする。

(1)～(2) 省略

(3) 氏又は名を変更したため、登録している印鑑が第 4 条第 1 号の規定に該当したとき。

(4)～(5) 省略

(6) その他市長が消除することが適当と認めたとき。

以下省略

第 2 条 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者は、1 人 1 個に限り印鑑の登録を受けることができる。

2 省略

第 3 条～第 10 条 省略

(印鑑登録の消除)

第 11 条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑登録者に係る印鑑の登録を消除するものとする。

(1)～(2) 省略

(3) 氏名、氏若しくは名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を変更したため、登録している印鑑が第 4 条第 1 号の規定に該当したとき。

(4)～(5) 省略

(6) 外国人住民にあつては法第 30 条の 45 の表の上欄に掲げる者でなくなつたとき(日本の国籍を取得した場合を除く。)。

(7) その他市長が消除することが適当と認めたとき。

以下省略